新築住宅の軽減

新築された住宅で、次の床面積要件をみたす場合は、新たに課税される年度から3年度分(3階建以上の耐火・準耐火建築物は5年度分)に限り、120㎡までの居住部分に相当する固定資産税額(家屋分)の2分の1が軽減されます。

[床面積要件]

〇一戸建住宅

面積 50 m²以上 280 m²以下

○住宅に店舗などが含まれている併用住宅

居住部分の床面積(居住部分の床面積が全体の2分の1以上であること):50 ㎡以上280 ㎡以下

○アパートなどの共同住宅

独立的に区画された居住部分の床面積に、廊下や階段などの共用部分の面積をあん分して加えた床面積:50 ㎡以上280 ㎡以下

※貸家の場合: 40 m²以上280 m²以下

○マンションなどの区分所有の住宅

専有部分のうち居住部分の床面積に、廊下や階段などの共用部分の床面積をあん分して加えた床面積 (専有部分のうち居住部分がその専有部分の2分の1以上であること):50 m²以上280 m²以下

※貸家の場合: 40 m以上 280 m以下

3 階建以上の木造家屋のうち、準耐火建築物に該当するものは、木造準耐火建築物であることの確認を 行いますので、「建築確認申請書 (写)」及び「検査済証 (写)」を添付した「固定資産税減額申告書」の 提出をお願いします。